

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 232 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 18 年 9 月 18 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、環境生活部及び土木建築部に所属する職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）が広島県庁を用務先とした出張の記録として、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで（以下「本件対象期間」という。）の旅行命令簿、復命書及び自家用車等を当該出張用務に使用した際に作成する使用届などの書類の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、環境生活部及び土木建築部に所属する職員に係る旅行命令簿等について行政文書部分開示決定等を行った。この中で、広島県消防学校（以下「消防学校」という。）に所属する職員に係るものとして、旅行命令簿については行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を、復命書については行政文書開示決定を行い、それぞれ平成 18 年 11 月 17 日付けで異議申立人に通知したほか、自家用車等を出張用務に使用した際に作成する使用届については、消防学校の常勤職員が本件対象期間に広島県庁に出張した際に作成する自家用車公務使用届（以下「本件対象文書」という。）を特定し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 12 月 3 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、消防学校の職員が広島県庁に出張した際に作成した自家用車公務使用届が当然に作成されていると考えられるにもかかわらず、本件対象文書を「作成

又は取得していないため」という理由に仮装して不開示とした不当な処分であることから、適正な開示決定等を速やかに実施するよう要求する。

- (2) 理由説明書には、自家用車の公務使用が認められるのは、届出する職員が身体に障害を有するため公用車が利用できない等の基準を満たす場合に限られており、消防学校には、自家用車の公務使用が必要な身体に障害のある職員は勤務していないと記述されている。
- (3) しかし、〇〇総務室長によれば、平成 15 年 12 月 16 日の夜間に広島県庁外来者駐車場に駐車していた「〇〇」の〇〇（以下「特定車両」という。）は、消防学校に勤務する職員の自動車であることを認めた上で、夜間の駐車について厳重に注意した旨の口頭説明があった。
- (4) 本件処分は、職員が自家用車を駐車していた事実を無視し、部内規程に基づく机上の論理のみをもって、自家用車を広島県庁への出張用務に使用した際に作成する使用届などが存在しないとの不当な処分を強行したものである。
- (5) 職員による駐車場の不正使用の事実を隠匿する目的か、あるいは、広島県総務室を擁護するためか、いずれにせよ、意図的に記録がないと仮装した本件処分に対して抗議するとともに、真実の記録を速やかに開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

「自家用車公務使用届」は、自家用車を公務に使用する場合に所属長に提出するものであるが、「自家用車の公務使用に関する取扱要領」（本件対象期間の一部につき施行されていた平成 13 年 10 月 1 日施行分及び平成 17 年 8 月 24 日施行分）（以下「取扱要領」という。）において、自家用車の公務使用が認められるのは、届出する職員が身体に障害を有するため公用車が利用できない等の基準を満たす場合に限られている。

(2) 本件処分の理由について

異議申立人は、異議申立書において「消防学校の職員が広島県庁に出張した際に作成した自家用車公務使用届が当然に作成されていると考えられる」と主張している。

異議申立人がこのように考える根拠は判然としないが、上記（1）で述べたとおり、自家用車の公務使用が認められるのは、身体に障害がある職員に限られている。

そして、本件対象期間には、消防学校に自家用車の公務使用が必要な身体に障害のある職員は勤務していない。

自家用車の公務使用が認められる職員が存在しないのであるから、本件対象期間において、消防学校では本件対象文書を作成することはない。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件対象期間において、消防学校の常勤職員が広島県庁に出張した際の記録のうち自家用車等を当該出張用務に使用した際に作成する使用届の開示を求めたものであり、実施機関は、本件対象文書を特定し、作成又は取得していないため不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件対象文書は当然作成されていると考えられ、存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

実施機関は、上記第4の(1)のとおり、本件対象文書として特定した自家用車公務使用届の届出の根拠として取扱要領を挙げているので、当審査会において、実施機関に取扱要領の提出を求め、その内容を見分したところ、職員の自家用車を公務に使用する場合の届出の根拠として、公務に自家用車を使用しようとする職員は、別に様式が定められた自家用車公務使用申請書により所属長に申請すること、職員は、自家用車公務使用申請書に対する所属長の承認を受けることなく、公務に自家用車を使用してはならないこと及び所属長は、職員による自家用車の公務使用の申請が承認の基準を満たす場合は、旅行命令簿に申請書を添付して、当該旅行命令簿の備考欄に「自家用車使用承認」と記載して決裁することが定められていた。

また、上記のとおり、旅行命令簿にも自家用車を公務に使用することを承認した旨を記載するよう定められていることから、実施機関に、旅行命令簿の作成について定めた文書の提出を求め、提出された旅行命令(依頼)簿作成要領(本件対象期間の一部につき施行されていた平成13年10月1日施行分、平成17年4月1日施行分及び同年7月1日施行分)の内容を見分したところ、旅行命令(依頼)簿(以下「旅行命令簿」という。)の様式や作成方法が定められており、旅行命令簿の備考欄には、実費(相当)額を支給する場合に必要な事項を記入することとされ、自家用車公務使用の場合として、「例：『自家用車使用承認』(※承認は所属長が決裁する。)、『35円×行程〇〇km=〇〇円 印』※旅行命令権者が行程距離を確認の上、押印する。」と記載されていた。

以上のことから、本件対象文書は、取扱要領に定められた、所属長の承認を受けた自家用車公務使用申請書を指し、旅行命令簿と併せて作成されるものであると認められる。

(2) 本件対象文書の存否について

当審査会において、本件対象文書の存否を確認するため、実施機関に対して、本件部分開示決定の対象行政文書である、本件対象期間中に消防学校の職員が作成した広島県庁を用務地とする旅行命令簿の提出を求め、その内容を見分したところ、自家用車を公務に使用することを承認した旨の記載があるものはなかった。

よって、実施機関において本件対象文書を作成又は取得していたとは認められない。

(3) その他

異議申立人は、上記第3の2(3)のとおり主張するが、総務室長は消防学校職

員の出張を承認する立場にはなく、また、特定車両を駐車していた消防学校に勤務する職員が公務で広島県庁へ来庁していたとも限らないから、異議申立人の主張は採ることができない。

(4) 以上のことから、実施機関が本件対象文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 1. 22	・ 諮問を受けた。
19. 2. 13	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 4. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 5. 2	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 7. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 1. 26 (平成 29 年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 23 (平成 29 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授